

店頭外国為替証拠金取引約款「MT4・ZERO」「MT5」新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

改正後	改正前
<p>店頭外国為替証拠金取引約款「MT4・ZERO」「MT5」</p> <p>お客様は、外為ファイネスト株式会社(以下、「当社」といいます。)作成の「<u>MT4・ZERO</u>」ならびに「<u>MT5</u>」(以下、取引システム)の店頭外国為替証拠金取引約款(以下、「本約款」といいます。)および店頭外国為替証拠金取引説明書(契約締結前交付書面)(以下、「本説明書」といいます。)等の資料を熟読し、当社から説明を受け、店頭外国為替証拠金取引の特徴・仕組み・リスク等を十分に理解した上、ご自身の責任と判断において、本約款の規定にしたがって店頭外国為替証拠金取引を行うものとします。店頭外国為替証拠金取引を行うに際しては、日本国内や国外での関連法令および取引慣行等を遵守し、次の各条に掲げる事項を承諾していただくこととします。</p> <p>第2条 1～6(略)</p> <p>7.「オンライン取引システム」とは、お客様がインターネットを通じて店頭外国為替証拠金取引を行う時に使用するものです。お客様は、当社と取引をする場合は、インターネット上に設定した取引システムから、店頭外国為替証拠金取引を行うことになります。</p> <p>第3条 1(略)</p> <p>2.お客様は、取引の相手方である当社に対し、<u>取引システム</u>にアクセスし、インターネットを通じて売買取引の指示を出し、店頭外国為替証拠金取引を行います。また、成行注文は価格を指定せず、通貨ペアの別、取引数量、注文の種類(売りまたは買いの別)に限り指定する注文方法を指し、外国為替市場はマーケットメイク方式で取引されるため、市場の変動時や市場の閑散等により提示された価格と異なる価格で約定される場合があります。また、発注された成行注文が失効される場合があります。</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引約款「MT4・ZERO」</p> <p>お客様は、外為ファイネスト株式会社(以下、「当社」といいます。)作成の店頭外国為替証拠金取引約款「<u>MT4・ZERO</u>」(以下、「本約款」といいます。)および店頭外国為替証拠金取引説明書「<u>MT4・ZERO</u>」(契約締結前交付書面)(以下、「本説明書」といいます。)等の資料を熟読し、当社から説明を受け、店頭外国為替証拠金取引の特徴・仕組み・リスク等を十分に理解した上、ご自身の責任と判断において、本約款の規定にしたがって店頭外国為替証拠金取引を行うものとします。店頭外国為替証拠金取引を行うに際しては、日本国内や国外での関連法令および取引慣行等を遵守し、次の各条に掲げる事項を承諾していただくこととします。</p> <p>第2条 1～6(略)</p> <p>7.「オンライン取引システム」とは、お客様がインターネットを通じて店頭外国為替証拠金取引を行う時に使用するものです。お客様は、当社と取引をする場合は、インターネット上に設定した取引システム「<u>MT4・ZERO</u>」から、店頭外国為替証拠金取引を行うことになります。</p> <p>第3条 1(略)</p> <p>2.お客様は、取引の相手方である当社に対し、<u>取引システム</u>「MT4・ZERO」にアクセスし、インターネットを通じて売買取引の指示を出し、店頭外国為替証拠金取引を行います。また、成行注文は価格を指定せず、通貨ペアの別、取引数量、注文の種類(売りまたは買いの別)に限り指定する注文方法を指し、外国為替市場はマーケットメイク方式で取引されるため、市場の変動時や市場の閑散等により提示された価格と異なる価格で約定される場合があります。また、発注された成行注文が失効される場合があります。</p>

3(略)

4. 取引は、お客様ご自身が、インターネットを通じて当社の取引システムにアクセスし、同システムを利用する方法によることを原則とします。

第4条～第11条(略)

第12条1～5(略)

6.本取引において当社がお客様に提示する為替レートは、カバー取引先が提供する最新の外国為替レートを基に当社で生成し、お客様の売付価格と買付価格を同時に提示します。当社は、当社の提示した為替レートが市場実勢レートと大幅にかつ明白に乖離していたと判断した場合、お客様の注文を執行・約定せず、または約定した取引を取消、解除できるものとします。また、当該処理において、約定の取消や訂正の方法および損益調整等の金額については、当社の合理的な裁量に基づくものとします。

以上

3(略)

4. 取引は、お客様ご自身が、インターネットを通じて当社の取引システム「MT4・ZERO」にアクセスし、同システムを利用する方法によることを原則とします。

第4条～第11条(略)

第12条1～5(略)

6.本取引において当社がお客様に提示する為替レートは、インターバンク市場で取引されている最新の外国為替レートを基に当社で生成し、お客様の売付価格と買付価格を同時に提示します。当社は、当社の提示した為替レートが市場実勢レートと大幅にかつ明白に乖離していたと判断した場合、お客様の注文を執行・約定せず、または約定した取引を取消、解除できるものとします。また、当該処理において、約定の取消や訂正の方法および損益調整等の金額については、当社の合理的な裁量に基づくものとします。

以上

2021年12月10日改定